

前橋市内の給食施設で発生した食中毒に対する処分について

1 内容のあらまし

令和元年6月14日（金）9時30分頃、市内幼保連携型認定こども園の園長から、「本日、園児及び職員のうち、複数人が下痢、嘔吐、発熱等の消化器症状を訴えて休んでいる。」旨の電話連絡が市子育て施設課経由で前橋市保健所にありました。

当所で調査したところ、対象施設（下記4、以下同じ。）で6月12日（水）に提供された食品を喫食した168人のうち、26人が同様の症状を呈していることが判明しました。

発症者に共通した食品は対象施設で提供された食品のみであり、発症時間が集中し発症者クラスが分散していることから感染症の可能性は低いこと、発症者及び調理従事者の便からノロウイルスが検出されたこと、発症者の症状がノロウイルスによる症状に合致していること及び患者を診察した医師から食中毒届が提出されたことから、対象施設で提供された食事を原因とする食中毒事件と断定しました。

- (1) 発症日時 令和元年6月13日（木） 16時30分（初発）
(2) 喫食者 168人
(3) 発症者 26人（受診者17人、入院者0人）

	1～4歳	5～6歳	20代	50代	計
男	10	4	0	0	14
女	9	1	1	1	12
計	19	5	1	1	26

最年少者：1歳（男性、女性）、最年長者：53歳（女性）

発症者住所：前橋市、安中市

- (4) 主な症状 おう吐、発熱、下痢
(5) 病因物質 ノロウイルス
(6) 原因食品 6月12日（水）に当該施設で提供された食品（推定）

【主な提供メニュー】

昼食：ハヤシライス、コーンとわかめのスープ、野菜のおかか和え、メロン
おやつ：あじさいゼリー、お茶

2 施設の措置

食品衛生法第62条第3項の規定に基づく調理業務の停止命令
（同法第6条第3号違反によるもの）

3 期間

調理業務の停止（令和元年6月17日（月）から6月19日（水）まで）

なお、同施設は6月14日（金）のおやつ（午後）から調理業務を自粛しております。

4 対象施設

市内の幼保連携型認定こども園

5 特記事項

前橋市の食中毒発生状況（令和元年6月17日現在）

	発生件数	患者数	死者数
2019年*	1	23	0
昨年同期	3	3	0
2018年	4	4	0
（2018年の欄は1月1日～12月31日の集計）			

* 本件を含まない

★ノロウイルス★

ノロウイルスは直径25～35nmのとても小さなウイルスです。人の腸の中で増殖するので、とても少ない量（10～100個の摂取）で感染し発症します。

ノロウイルスによる胃腸炎や食中毒は冬に流行しますが、年間を通して発生しています。

★ 主な原因食品 ウイルスに汚染された食品、二枚貝（生カキ等）

★ 症 状 おう吐、吐き気、下痢、発熱など

（感染後、平均して24～48時間で発症します）

★ 予 防 法

- ・食品を十分に加熱する（食品の中心部が85～90℃90秒間以上）
- ・手指を十分に洗浄及び消毒する（特に調理に従事する前、食事前、トイレ使用后）
- ・次亜塩素酸ナトリウムにより調理器具、設備及びトイレの洗浄・消毒を徹底する
- ・感染者のおう吐物や排泄物を処理するときは、手袋などをして直接触れないようにする
- ・症状が改善しても1～4週間はウイルスが排出されるので二次感染に注意する

本件に関するお問い合わせ

衛生検査課 食品衛生係

電 話 内線 / 84-2213、84-2208

直通 / 027-220-5778